障害者雇用安定促進助成金交付要綱

(通則)

第1条 障害者雇用安定促進助成金(以下「助成金」という。)の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。)に基づくほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、障害者を雇い入れた場合に支給される雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)若しくは雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)に規定する、特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)が満了になる中小企業事業主に対して、引き続き山梨県(以下「県」という。)が独自に助成することにより、大企業に比べて障害者雇用が進んでいない中小企業における雇用拡大と障害者の職場への定着促進を図ることを目的とする。

(交付の要件)

- 第3条 助成金は、次の(1)から(4)までのいずれにも該当する事業主(以下「交付対象事業主」という。)に対して、交付するものとする。
 - (1) 次のアからオのいずれかに該当する県在住の障害者(以下「交付対象者」という。) を公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により常用労働者(1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。)として平成27年5月1日以降に県内の事業所に雇用し、特開金受給終了後も引き続き雇用する事業主であること。ただし、1週間の所定労働時間が30時間以上の重度障害者等を雇用する事業主を除く。
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第2号に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)
 - イ 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者(以下「重度身体障害者」という。)
 - ウ 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者(以下「知的障害者」という。)
 - エ 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者(以下「重度知的障害者」という。)
 - オ 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。)
 - (2) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (3) 資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主であること。
 - (4) 特開金を交付対象期間満了日まで受給していること。

(助成金の額)

- 第4条 交付する助成金の額は、交付対象者1人につき重度障害者等10万円、それ以外 の障害者は5万円とする。
- 2 この要綱において「重度障害者等」とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 重度身体障害者
 - (2) 重度知的障害者
 - (3)精神障害者
 - (4)雇入れられた日現在の満年齢が45歳以上の身体障害者
 - (5) 雇入れられた日現在の満年齢が45歳以上の知的障害者

(助成対象期間)

- 第5条 助成金の助成対象期間は、交付対象者ごとに、特開金の交付対象期間の末日の属する月の翌月から起算して6箇月とする。
- 2 前項に定める期間の中途において、交付対象事業主が交付対象者を雇用しなくなった 場合は、助成しない。

(継続雇用計画書の提出)

- 第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象事業主は、原則として助成対象期間開始 後2箇月以内に当該交付対象者を引き続き雇用する予定を記した継続雇用計画書(様式 第1号)に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
 - (1)交付対象者の特開金交付決定通知書(写)
 - (2) 障害者手帳等交付対象者であることを証する書類(写)

(巡回訪問)

- 第7条 前条に基づき、継続雇用計画書を提出した交付対象事業主に対しては、巡回訪問 を実施する。
- 2 巡回訪問においては、当該計画書に係る交付対象者の雇用状況の確認を行うとともに、 障害者の職場定着をより効果的にすすめるための相談に応じる。
- 3 助成対象事業主は、第1項の規定により、巡回訪問があった場合には、これに応じなければならない。

(交付申請)

- 第8条 助成金の交付を受けようとする助成対象事業主は、助成対象期間の終了後2箇月 以内に知事に交付の申請をしなければならない。ただし、最終期の特開金支給決定日が 助成対象期間の終了後の場合は、支給決定日から2箇月以内とする。
- 2 前項の申請は、障害者雇用安定促進助成金交付申請書(様式第2号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。
 - (1)交付対象者の最終期の特開金交付決定通知書(写)
 - (2)交付対象者の当該助成対象期間の賃金台帳(写)
 - (3) 交付対象者の当該助成対象期間の出勤簿(写)

(交付決定)

- 第9条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書の内容を審査の上、適正と認め たときは、助成金の交付の決定を行う。
- 2 知事は、交付を決定したときは、障害者雇用安定促進助成金交付決定通知書(様式第 3号)により当該申請者(以下「助成事業者」という。)に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定により、審査をした結果、適正と認めることができない場合は、 助成金の不交付の決定を行い、障害者雇用安定促進助成金不交付決定通知書(様式第4 号)により助成事業者に通知する。
- 4 第2項の交付決定通知は、規則第13条の規定による交付額の確定の通知を兼ねるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項の規定による報告は、第8条の交付申請書の提出をもって、 報告があったものとみなす。

(申請の撤回)

第11条 助成事業者は、第3条の交付要件を欠くに至ったときは、遅滞なく、その旨を 記載した書面を知事に提出し、申請を撤回しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第12条 知事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 助成金及び特開金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規制に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返環)

第13条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に 助成事業者に助成金が支払われている時は、期限を定めてその返還を命じる。

(助成金の経理等)

第14条 助成事業者は、交付対象者の賃金等に係る経理について収支の事実を明らかに した証拠書類を整理し、かつ、本事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年 度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならない。

(検査等)

- 第15条 知事は、助成事業者に対し、交付対象者の賃金等に係る経理等の状況について 検査を行い、又は報告を求める事ができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(雇用継続実態調査)

- 第16条 算定期間終了後も交付対象者を継続して雇用している助成事業者に対して算定期間終了後2年を経過するまでの間、雇用状況の調査を実施する。
- 2 助成事業者は、前項の調査依頼があった場合は、これに協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。